

議案第33号

鳥取県立大山自然歴史館の設置及び管理に関する条例の設定について

次のとおり鳥取県立大山自然歴史館の設置及び管理に関する条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年2月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県立大山自然歴史館の設置及び管理に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立大山自然歴史館の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

（設置）

第2条 大山を中心とする地域における豊かな自然、歴史及び文化に関する資料を展示してその魅力を鳥取県の内外に発信するとともに、自然を大切にすることをはぐくむため、鳥取県立大山自然歴史館（以下「自然歴史館」という。）を西伯郡大山町に設置する。

（行為の制限等）

第3条 自然歴史館においては、次の行為をしてはならない。

- （1）自然歴史館の施設設備又は展示物を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- （2）所定の場所以外の場所において喫煙すること。
- （3）みだりに空き缶、空き瓶その他のごみを捨てること。
- （4）他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
- （5）その他知事が別に定める行為

2 知事は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、自然歴史館の利用を拒み、又は自然歴史館からの退去を命ずることが出来る。

（措置命令）

第4条 知事は、自然歴史館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、自然歴史館を利用する者に対し、必要な措置を命ずることが出来る。

(権限の委任)

第5条 第3条第2項及び前条に規定する知事の権限は、自然歴史館の館長に委任する。

(規則への委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、自然歴史館の管理に関する事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(鳥取県立自然科学館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

2 鳥取県立自然科学館の設置及び管理に関する条例(昭和51年鳥取県条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後

鳥取県立山陰海岸自然科学館の設置及び管理に関する
条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立山陰海岸自然科学館の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

(設置)

第2条 鳥取県の自然に関する知識の普及及び自然保護思想の高揚を図るため、鳥取県立山陰海岸自然科学館（以下「自然科学館」という。）を岩美郡岩美町に設置する。

改 正 前

鳥取県立自然科学館の設置及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立自然科学館の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

(設置)

第2条 鳥取県の自然に関する知識の普及及び自然保護思想の高揚を図るため、鳥取県立自然科学館（以下「自然科学館」という。）を次のとおり設置する。

名 称	位 置
鳥取県立大山自然科学館	西伯郡大山町
鳥取県立山陰海岸自然科学館	岩美郡岩美町

(管理の委託)

第3条 知事は、自然科学館の施設設備の保全及び各種資料の展示に関する事務を岩美町に委託する。

(管理の委託)

第3条 知事は、次の表の左欄に掲げる自然科学館の施設設備の保全及び各種資料の展示に関する事務をそれぞれ同表の右欄に掲げる者に委託する。

名 称	委 託 先
鳥取県立大山自然科学館	財団法人自然公園美化管理財団
鳥取県立山陰海岸自然科学館	岩美町